

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年4月18日(2013.4.18)

【公開番号】特開2012-5586(P2012-5586A)

【公開日】平成24年1月12日(2012.1.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-002

【出願番号】特願2010-142684(P2010-142684)

【国際特許分類】

A 47 J 27/16 (2006.01)

【F I】

A 47 J 27/16 G

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月4日(2013.3.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

従来、加圧蒸煮装置の洗浄は、運転後に高圧洗浄水を噴射する手洗浄が通常であった。特にネットの網目に目詰まりした原料を取り除くネット洗浄は、時間と労力を要する作業であった。一方、このネット洗浄が不十分であると、蒸煮した原料の品質に悪影響を及ぼす恐れがあるため、ネット洗浄は必要不可欠な作業であった。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

原料20を搬送したネット4は、ネットコンベア10の端部において折り返され、矢印a方向とは反対の矢印b方向に進行する。このネット4の折り返しにより、原料20はネット4から離れ、排出口8に投入されることになる。図1の例では、排出口8はホッパー12を設けて先端部の開口面積を広くしている。排出口8に投入された原料は、原料排出側ロータリーバルブ7のロータの回転により、蒸煮缶2から排出されることになる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

各洗浄ノズル11の噴射口14(図4)は、図1、図2に示したように、ネット4に対し原料20の積載面の裏面側から蒸気を噴射する位置に設けている。より具体的には、図1において、矢印a方向に進行したネット4は、ネットコンベア10の端部において折り返され、矢印a方向とは反対の矢印b方向に進行する。矢印b方向に進行中のネット4は、矢印a方向に進行中のネット4に対し、原料20の積載面が反転している。このため、図1、図2において、噴射口14からの蒸気は、ネット4に対し原料20の積載面の裏面側から蒸気を噴射していることになる。